

自己破産

事案の概要

30代 男性 会社員

依頼者は、消費者金融やクレジットカードで借金を作り、約2年前に個人再生申立を行いました。

しかしコロナ禍の影響で給料が激減し、結局個人再生手続で圧縮された負債を支払うこともできなくなってしまいました。個人再生手続を依頼した弁護士にはもはや相談にも乗ってもらえず、どうしたらいいかということで当事務所に相談に来ました。

解決結果

検討の上、自己破産申立を行うこととしました。

しかし、負債を負った理由がオートバイの購入や、時計といった高価品の購入にあったことなど、よくない事情が散見されることから、裁判所より管財人が選任されることとなり、破産に至った経緯が調査されることとなりました。

最終的には無事、破産手続きが認められ、負債は免責（支払わなくていい状態）になりました。

担当弁護士からひとこと

破産申立後、裁判所より破産管財人を選任する旨告げられました。

破産管財人が選任される事件となる場合、予納金を裁判所に納める必要があります。個人の破産の場合はおおむね20万円～30万円くらいが相場です。

破産者にとっては大きな負担です。破産申立後、最大で約6か月程度の期間、予納金を準備するまで裁判所は待ってくれますので、破産者には、この間に計画的に予納金を積み立ててもらえるかがポイントです。